

# 【EU】 EU 市民権強化のための施策—2013 年報告書の公表

海外立法情報調査室・武田 美智代

\* 欧州連合(EU)は、「EU 市民」の概念を明らかにしたマーストリヒト条約発効から 20 年目に当たる 2013 年を「欧州市民年」と定め、2014 年に予定されている欧州議会選挙も視野に入れながら、年初から EU 市民権に対する認識を喚起し、その進展に関する議論を行っている。それら活動の一環として、「2013 年 EU 市民権報告書」が、5 月 8 日に公表された。

## 1 EU 市民権とは

欧州連合の機能に関する条約 (TFEU) は、EU 加盟国の国籍を有するすべての人を EU 市民と規定する (TFEU 第 20 条第 1 項)。EU 市民に認められた権利が「EU 市民権」(EU citizenship) であるが、それは加盟各国固有の市民権に代わるものではなく、追加的に付与される権利である。具体的には、①域内を自由に移動し居住する権利、②国籍にかかわらず、欧州議会選挙及び居住する EU 加盟国の地方議会選挙に投票し、立候補する権利、③他の EU 加盟国の外交・領事当局による保護を享受する権利、④欧州議会に請願を提出し、欧州オンブズマン (注 1) に苦情を申し出る権利、が挙げられている (TFEU 第 20 条第 2 項)。EU 市民権は、統合の主体が主権国家ではなく市民であるという「市民の欧州」の思想を背景として、1993 年発効のマーストリヒト条約第 8 条に規定され (注 2)、その後 2000 年に制定され、欧州連合条約 (TEU) 第 6 条により法的効力を付与された EU 基本権憲章第 5 章 (市民の権利) の規定とともに、2009 年発効の TFEU に結実した。また、EU 市民が EU の政策決定過程に直接参加する「欧州市民発案」(加盟 7 か国以上で 100 万人以上の EU 市民の署名により、欧州委員会に一定の分野での法案の提出を求めることができる。) は、2011 年欧州委員会により、その手続や条件に関する規則が採択された (注 3)。

2010 年 10 月、現在の EU の枠組みを定めたリスボン条約発効後初めて EU 市民権に関する報告書 (注 4) が公表されたが、その中で、EU 市民が障害に直面することなく日常生活で市民権を行使するための 25 に及ぶ行動計画が掲げられた。計画の 23 番目が、マーストリヒト条約発効から 20 年目の 2013 年を「欧州市民年」と定め、各種催し等により EU 市民の地位や権利等の認識を強化する提案である。この提案は、「2013 年欧州市民年に関する決定」として、2012 年 11 月、欧州議会及び理事会によって採択され、2013 年前半の理事会議長を務めるアイルランドの首都ダブリンで、同年 1 月 10 日、欧州市民年が正式に幕を開けた。

## 2 2013 年報告書の公表と 2010 年報告書のレビュー

欧州市民年に予定される各種催し等の中でも重要なのが、「2013 年 EU 市民権報告書」(注 5) の公表である。同報告書は、欧州委員会司法・基本的権利・市民権担当の

ビビアン・レディング (Viviane Reding) 副委員長及び EU の関係委員会が実施した市民権に関する公開協議、100 万件を超える EU 市民からの照会、市民との対話、EU 世論調査の結果をまとめたもので、他の EU 諸国への旅行、移動、買物等で多くの問題を抱える域内市民からの要望に対する委員会の回答でもあった(注 6)。2010 年に続き 2 回目となる今回の報告書では、EU 市民権の強化のため、①EU 域内の労働者、学生、研修生にとっての障害の除去、②域内の旅行や居住等に関する事務手続の簡素化、③域内の障害者、子ども等弱者の保護、④国境を越えた買物に関する障壁の撤廃、⑤ EU 市民権に関する的確な情報入手の促進、⑥EU 市民の本国における国政選挙権の行使、の各分野について、EU 市民が日常生活で効果的に権利を行使できるよう計 12 の新たな行動計画が提示された。あわせて同報告書では、2010 年報告書に掲げた 25 の行動計画の実施状況について、レビューが行われた。前述の「欧州市民年の実施」を含め、欧州委員会は 2013 年報告書の公表までに、EU 全域で年間約 7500 万人と言われる犯罪被害者の権利の強化、欧州 1600 万人の国際結婚カップルの財産権の明確化等、すべての計画を実現させたとしている。

なお欧州委員会は、2013 年 EU 市民権報告書と同時に、2011 年の創刊以来 3 回目となる EU 基本権憲章の適用に関する年次報告書も公表した。あわせて、TFEU 第 25 条に基づき、2011 年 1 月 1 日から 2013 年 3 月末までの EU 市民権分野の進捗状況について報告を行った。委員会は、2013 年から 2014 年にかけて、報告書に明記された活動を実施していくことになる。さらに、欧州市民年における成果が、委員会による将来の EU 改革案の作成に寄与することが期待されている。

注(インターネット情報は 2013 年 6 月 19 日現在である。)

- (1) オンブズマンは欧州議会により選任され、EU 司法裁判所の管轄を除く EU 諸機関等の不当な行政行為に対する苦情を受理・検討し、報告を行う(TFEU 第 228 条)。植月献二「欧州議会による行政監視—臨時調査委員会及び欧州オンブズマン—」『外国の立法』No.255, 2013.3, pp.23-41.  
<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111646\\_po\\_02550004.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111646_po_02550004.pdf?contentNo=1)>
- (2) 山口和人「ヨーロッパ『憲法』の可能性」国立国会図書館内 EC 研究会編『新生ヨーロッパの構築』日本経済評論社, 1992, pp.27-33.
- (3) 矢部明宏「EU における参加民主主義の進展」『外国の立法』No.249, 2011.9, pp.29-50.  
<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050722\\_po\\_02490003.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050722_po_02490003.pdf?contentNo=1)>
- (4) European Commission, *EU CITIZENSHIP REPORT 2010—Dismantling the obstacles to EU citizens' rights*, COM(2010)603final 27.10.2010.  
<[http://ec.europa.eu/justice/citizen/files/com\\_2010\\_603\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/justice/citizen/files/com_2010_603_en.pdf)>
- (5) European Commission, *EU CITIZENSHIP REPORT 2013—EU citizens: your rights, your future*. European Union, 2013.<[http://ec.europa.eu/justice/citizen/files/2013eucitizenshipreport\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/justice/citizen/files/2013eucitizenshipreport_en.pdf)>
- (6) Viviane Reding, *EU Citizenship Report: 12 new actions to make EU citizens' rights a reality*, speech/13/393, 8 May 2013. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_SPEECH-13-393\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-13-393_en.htm)>